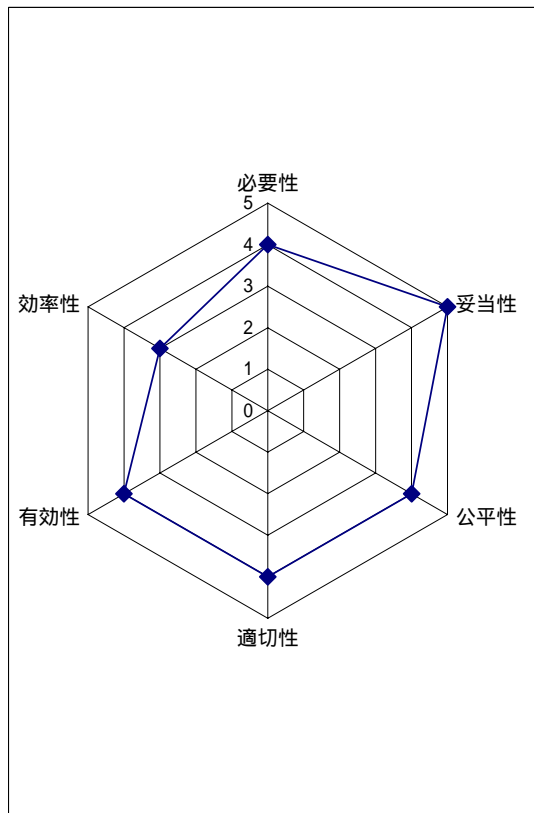


事務事業名	県営畑地帯総合整備負担事業	担当部局	市長部局 産業経済部
基本目標	豊かな暮らしを育む活力ある産業づくり(産業)	担当課名	耕地課
施策体系	美しい田園を育む交流型農業の振興	担当係名	土地改良係
施策	農産物の安定した供給体制を充実する		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	本事業は以下の目的を達成するため、受益者の同意を得て実施している。 ・畑地の基盤整備を実施し、農作業の効率化や生産性向上を図る。 ・農地の集団化と担い手農家の育成を図る。 本事業の具体的内容は以下のとおり。 ・受益面積23.2ha ・区画整理、農道整備、用排水整備を実施する。		
事業の期間(開始/終了)	平成15年 4月 / 平成20年 3月		
根拠法令、条例、規則など	土地改良法 畑地帯総合整備事業実施要綱		
事業が対象としている人(モノ)	事業受益者		
具体的な活動内容	工事・換地委員会を開催した。 工事の円滑な推進を図った。 農用地一時利用指定を通知し了承を得た。		
事業の成果	工事が順調に進捗した。 事業中の農地が有効に利用できるようになった。		

2. 事業の評価



項目	説明
必要性	4 依然、必要性が高い 畑地の基盤整備による農業の効率化や経営の安定化を図り、担い手農家を育成する事業であり、受益者全員が早期完成を望んでいる。平成19年度完成を目指し、事業を順調に進める必要がある。
妥当性	5 行政以外にはできない事業である 土地改良法により事業を施行できるのは、行政及び土地改良区・農業協同組合等並びに第三条資格者と定められているので、規模的条件により県営で事業を施行している。市として経費の一部を負担することは妥当である。
公平性	4 目的とした対象者に対しては、概ね広く便益を提供している 事業区域内の受益者には公平に便益を提供している。
適切性	4 現在のやり方(手段)が一般的であり、特に問題はない 事業主体の県と受益者の連絡調整を図り、事業を円滑に進めるため緒会合を開きながら意思の疎通を図る現在の方法は、一般的であり適切である。
有効性	4 概ね目標水準に達している 本年度予定された事業は各委員会により検討協議を繰返した結果、支障となる問題も起きず完了した。
効率性	3 どちらとも言えない 委員会1回当たりの人件費は昨年より低くなったが、一概にコスト効率や人員効率では評価しにくい。

総合評価	予定通り事業を進めることが出来た。委員会9回開催は妥当な回数である。今後は平成18年度末の通水を向かえるにあたり、事業効果を高めるための畑地かんがいを委員会を通して積極的に啓発する必要がある。
------	--

3. 今後の事業の方向性

所属長判断	事業の方向性判断	短期的方向	維持継続	中長期的方向	拡充(人・モノ・カネ等の拡充)
	説明	営農の合理化や農産物の品質向上など、農業生産性を高めるとともに集落の環境整備に資する。			
決定権者判断	決定内容	維持継続			
	説明	農作業の効率化と高生産性農業の実現を図り、併せて農地の集団化を推進して行くため事業を継続する。			